

インターネット電話への着信転送について

(2/6親会の意見を受けての修正案)

下線が前回からの修正箇所

平成18年3月2日

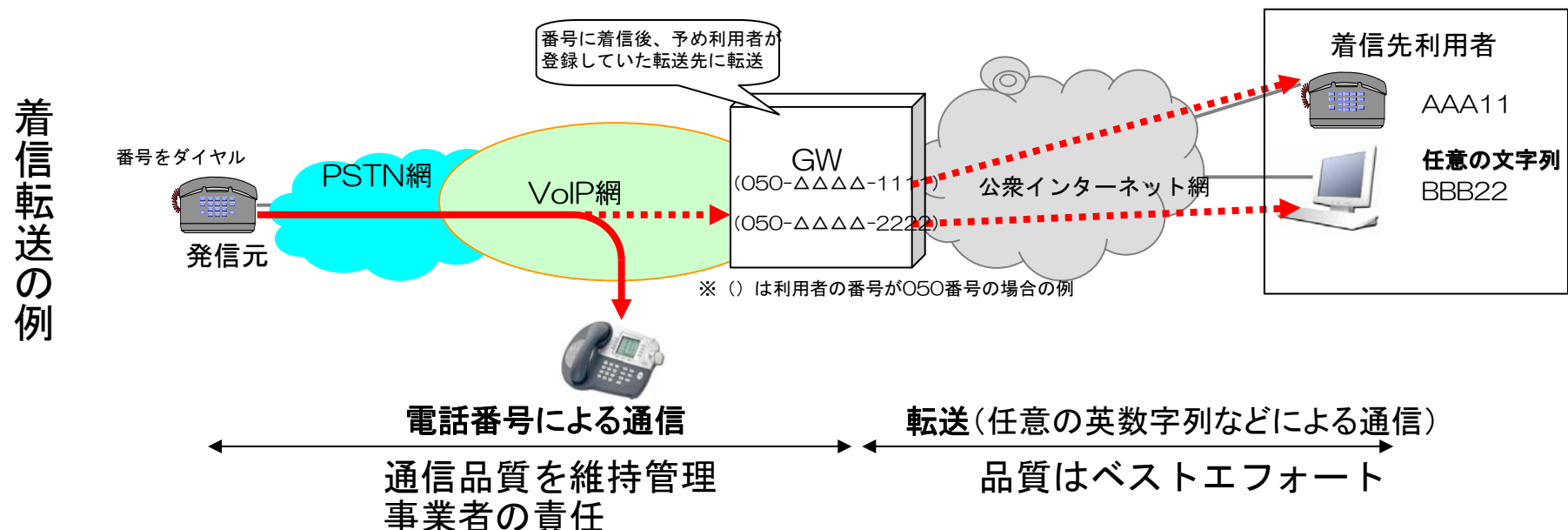
IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会
ワーキンググループ

検討の背景

Skype等のインターネット電話の普及に伴い、一般電話から公衆インターネット網への着信のニーズが増大

現行規則におけるIP電話の扱い

- 1 IP電話(0AB~J番号、050番号)については、通話品質の確保等、一定の要件を確保した上で番号を付与していることから、事業者により管理されたIP網を通じたサービス提供がなされている。
- 2 事業者の管理に係らない公衆インターネット網を経由するインターネット電話については、こうした要件を充たさない。
- 3 今回、電気通信事業者による着信転送サービスという形態による公衆インターネット網への転送が紹介されたため、その扱いについて、検討を行うもの。



問題の所在

公衆インターネット網への転送については、

- ① 従来の固定網内や固定ー携帯間の着信転送サービスは、事業者により管理されたネットワーク間の転送であるのに対し、公衆インターネット網への転送では、
 - a) なりすましなどセキュリティ上の問題が発生する可能性や、
 - b) ネットワークコントロールが出来ないことによる通話品質の低下や故障発生時に迅速な対応ができない等の問題が発生する可能性について、事業者の責任が及ばず、かつ、
- ② 費用負担をしている発信者は、受信者に係るIP電話番号(050番号等)に発信したのみであり、当該通信が公衆インターネット網を経由して受信者に転送されるかどうか分からないことが問題となる。

論点(1) 「公衆インターネット網への着信転送」を認めるべきか否か。

【問題の所在】

- ◇ 利用者が自営設備を用いて公衆インターネット網へ転送する場合は、現状でも特段の問題はなく、今回の検討の対象外。
電気通信事業者が着信転送の形態でインターネット電話に転送する場合(ホスティングにより転送機能を提供する場合も含む。)の扱いについて、検討が必要。
- ◇ 公衆インターネット網の部分も含めてエンド～エンドで電話サービスを提供していると考えられる(インターネット電話に、直接、番号を付したものとみなされる)ものについては、通話品質の確保等の要件を充たさないため、問題。

【検討の方向性】

- ◇ インターネット電話への転送については、一旦、呼を着信させ、公衆インターネット網に転送させる形態であれば、呼の着信と公衆インターネット網への転送は別個の役務と整理されるため、エンド～エンドでのサービス提供ではなく、許容することが適当。
- ◇ 但し、発信者の観点からは、受信者に係る電話番号に発信したのみであり、当該通信が公衆インターネット網を経由して受信者に転送されるかどうかわからないため、何らかの発信者保護の方策が必要。
(→論点(2)で検討)
- ◇ なお、着信転送以外に、呼を終端せずにネットワーク上で公衆インターネット網へ転送する方式も考えられるが、これは、公衆インターネット網の部分も含めてエンド～エンドで電話サービスを提供しているものと捉えられ、許容することは不適当。

論点(2) 「公衆インターネット網への着信転送」を認めるとした場合の条件

【問題の所在】

- ◇ 発信者の観点からは、受信者に係る電話番号に発信したのみであり、当該通信が公衆インターネット網を経由して受信者に転送されるかどうか分からないため、何らかの発信者保護の方策が必要。

【検討の方向性】

- ◇ 発信者保護の観点からの措置として、インターネット電話に転送を行っている旨の内容を、ガイドンス等により発信者に知らせることが必要。

具体例:「インターネット電話(又は個別サービス名)に転送します」等

- ◇ ただし、ガイドンスを実効あるものとするため、インターネット電話の利用に当たっての注意すべき点等についてユーザ(当該サービスの契約者以外に、広く利用者一般を含む。)に幅広く告知することが必要。
- ◇ なお、ガイドンスを挿入することなく、ユーザ告知のみによって理解が得られるとの案も検討されたが、現時点ではそのような環境に至っていないものと認識。
- ◇ また、使用頻度の高いユーザが毎回同様のガイドンスを聞くこと等がサービスの提供の妨げになるのではないかとの意見もあったが、例えば、(2度目以降は)途中でガイドンスのキャンセルを可能とすることや、ガイドンスを出来る限り短くするなど、利用者が煩わしく感じないような運用上の工夫はあり得るのではないか。

3 その他

◆発信者番号の取り扱いについて

【検討の方向性】

＜公衆網発、インターネット電話への着信の場合＞

- ◇ 公衆インターネット網への転送時に、着信先(公衆インターネット網側)に発信者番号が通知される場合には、利用者の利便性の観点からは、発信元の番号が通知されることも考えられる。

(参考) インターネット電話発、公衆網への着信の場合

- ◇ インターネット電話からの発信について、公衆網発信に用いた回線の番号が通知されると、その番号にかけ直した場合につながらない場合があることや、特に OAB～J番号が通知される場合には地理識別性の観点等から問題があることなどから、「通知圏外」とすることが適当である。